

基幹統計調査の承認の状況

(令和 7 年 3 月分)

令和 7 年 4 月 25 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
科学技術研究調査	総務大臣	以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査対象の範囲の変更 ② 報告者の選定方法の変更 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）の改正に伴い、調査対象の範囲等のうち、同法の条文を引用して規定している「研究開発法人」について、「研究開発独立行政法人」に変更 （①、②いずれも令和 7 年調査から）	R7.3.14
薬事工業生産動態統計調査	厚生労働大臣	以下のとおり、調査計画を変更 ① 公表方法の変更 年報の月別内訳を月報（確報）として公表 （令和 6 年結果公表から） ② 保存責任者の名称の変更 一部記載を適正化	R7.3.24

（注）本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。